

青森県報

第二千九百九十四号

平成二十年
十月六日
(月曜日)

目次

訓 令

青森県農林水産業協同組合等検査規程の一部を改正する訓令……………
(団体経営課) …… 一

告 示

工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施…
(防災消防課) …… 一
公衆浴場入浴料金の価格の一部改正……………
(保健衛生課) …… 二
証紙売りさばき人の指定……………
(出納課) …… 三

公 告

大気中気体状ベータ放射能測定器の購入に係る一般競争入札……………
(原子力安全対策課) …… 三
施設放射線モニタの購入に係る一般競争入札……………
(同) …… 四
建設業者の許可の取消し……………
(上北地域) …… 五
出先機関……………
(上北地域) …… 五
道路の位置の指定……………
(上北地域) …… 五

訓 令

令

青森県訓令第二十八号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県農林水産業協同組合等検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年十月六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県農林水産業協同組合等検査規程の一部を改正する訓令

青森県農林水産業協同組合等検査規程(平成十二年三月青森県訓令第二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第百二十三条及び」を「第百二十三条、」に改め、「第十四条第一項」の下に「並びに犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律(平成十九年法律第百三十三号)第三十六条第一項及び第二項」を加える。

第二条第四号中「第十一条の九第一項第四号」の下に「及び水産業協同組合法第十五条の四第一項第四号」を加え、「同法」を「農業協同組合法」に、「」に規定する子会社等、」を「及び」に、「及び」を「並びに」に改める。

別記様式の表中「第123条及び」を「第123条、」に改め、「第123条1項」の次に「並びに犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第36条第1項及び第2項」を加える。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

告 示

示

青森県告示第六百五十四号

消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第十七条の十に規定する工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施するので、消防法施行規則(昭和

三十六年自治省令第六号)第三十三条の十七第三項の規定に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施細目(平成十六年消防庁告示第二十五号)第四の一の規定により公示する。

平成二十年十月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 講習区分並びに日時及び場所

1 消火設備講習(第一類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士、第二類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第三類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士)

日	時	場 所
平成二十年十一月五日 午前九時から午後五時まで		八戸市東白山台一丁目一 ウエルサンピア八戸
平成二十年十一月十一日 午前九時から午後五時まで		青森市本町五丁目五の二 青森県農業共済会館

2 警報設備講習(第四類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第七類の乙種消防設備士)

日	時	場 所
平成二十年十一月六日 午前九時から午後五時まで		八戸市東白山台一丁目一 ウエルサンピア八戸
平成二十年十一月十三日 午前九時から午後五時まで		青森市本町五丁目五の二 青森県農業共済会館

3 避難設備・消火器講習(第五類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第六類の乙種消防設備士)

日	時	場 所
平成二十年十一月七日 午前九時から午後五時まで		八戸市東白山台一丁目一 ウエルサンピア八戸
平成二十年十一月十四日 午前九時から午後五時まで		青森市本町五丁目五の二 青森県農業共済会館

二 受講対象者

- 1 消防設備士免状の交付を受けた日から二年を経過していない者
- 2 前回の講習を受けた日から五年を経過していない者
- 3 1及び2以外の者であつて講習を受講していないもの

三 受講申請書の受付期間

講 習 場 所	受 付 期 間
八戸市東白山台一丁目一 ウエルサンピア八戸	平成二十年十月六日から 同月二十二日まで
青森市本町五丁目五の二 青森県農業共済会館	平成二十年十月十四日から 同月二十九日まで

郵送の場合は、受付締切日の消印のあるものまで有効とする。

四 受講申請書の提出先

青森市中央三丁目二〇の二 青森県警察本部交通管制センター二階
社団法人青森県消防設備保守協会

五 受講手数料

受講手数料は、講習種別ごとに七千円に相当する額の青森県収入証紙を受講申請書欄にちょう付(消印しないこと。)して納入すること。

六 その他

受講に関して不明な点があるときは、社団法人青森県消防設備保守協会(電話〇一七 七三二 五一〇〇)へ問い合わせること。

青森県告示第六百五十五号

平成九年七月十一日青森県告示第四百九十六号(公衆浴場入浴料金の価格)の一部を次のように改正し、平成二十年十月二十日から施行する。

平成二十年十月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一中「三百九十円」を「四百二十円」に改める。

青森県告示第六百五十六号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成二十年十月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

三沢市松園町二丁目二の一
株式会社ホンダカーズ三沢

二 指定年月日

平成二十年十月六日

三 売りさばき場所

十和田市大字洞内字後野一〇五の二

公 告

大気中気体状ベータ放射能測定器の購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十年十月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。

大気中気体状ベータ放射能測定器 一式

二 履行期限

平成二十一年三月十九日

三 納入場所

青森市東造道一丁目の一

モニタリングステーション青森局（青森県環境保健センター敷地内）

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十年六月三十日青森県告示第五百十号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により理化学・計測機器の購入の契約についてAの等級に各付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

五 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎四〇〇の一

青森県原子力センター総務担当

電話 〇一七五 七四 二二五二

2 入札書の提出方法

1 に掲げる提出場所に持参し、又は郵便により送付すること。ただし、郵便により送付する場合は、配達証明することができる郵便とすること。

3 入札書の提出期限

平成二十年十月十六日 午後五時十五分（郵便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

4 開札の場所及び日時

(一) 場所

上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎四〇〇の一

青森県原子力センター 二階会議室

(二) 日時

平成二十年十月十七日 午前十時

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百三十二条、第三百三

三条及び第三百五十九号の規定による。

七 契約書の取り交わし時期

落札決定の日から七日以内
落札者の決定方法

八 予定価格の範囲内で、売買代金に係る最低の価格をもって有効な入札を行い、かつ、十の3の規定により落札対象とする者を落札者とする。

九 入札条件

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）に定める入札者心得書を遵守するほか入札説明書による。

十 その他

1 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

2 入札者に求められる義務

入札への参加を希望する者は、入札説明書に基づき購入物品の製作仕様書等を作成し、これを入札書の提出期限までに青森県原子力センター所長に提出しなければならず、また、開札日の前日までに当該製作仕様書等に関する説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該製作仕様書等の内容の変更に応じなければならない。

3 落札対象

購入物品に要求する性能等が満たされていると判断した2の製作仕様書等に係る入札書のみを落札対象とする。

4 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

5 入札書の記載方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

施設放射線モニタの購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十

二年政令第十六号）第六十七條の六の規定により公告する。

平成二十年十月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。

施設放射線モニタ 一式

二 履行期限

平成二十一年二月二十七日

三 納入場所

青森市東造道一丁目の一

青森県原子力センター青森市駐在（青森県環境保健センター内）

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七條の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十年六月三十日青森県告示第五百十号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により理化学・計測機器の購入の契約についてAの等級に各付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

五 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎四〇〇の一

青森県原子力センター総務担当

電話 〇一七五 七四 二二三五

2 入札書の提出方法

1に掲げる提出場所に持参し、又は郵便により送付すること。ただし、郵便により送付する場合は、配達証明することができる郵便とすること。

3 入札書の提出期限

平成二十年十月十六日 午後五時十五分（郵便により送付する場合は、同期限

までに必着のこと。)

4 開札の場所及び日時

(一) 場所

上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎四〇〇の一

青森県原子力センター 二階会議室

(二) 日時

平成二十年十月十七日 午前十一時

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号) 第三百二十二条、第三百二十三条及び第三百五十九号の規定による。

七 契約書の取り交わし時期

落札決定の日から七日以内

八 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で、売買代金に係る最低の価格をもって有効な入札を行い、かつ、十の3の規定により落札対象とする者を落札者とする。

九 入札条件

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号) に定める入札者心得書を遵守するほか入札説明書による。

十 その他

1 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札者に求められる義務

入札への参加を希望する者は、入札説明書に基づき購入物品の製作仕様書等を作成し、これを入札書の提出期限までに青森県原子力センター所長に提出しなければならず、また、開札日の前日までに当該製作仕様書等に関する説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該製作仕様書等の内容の変更に応じなければならない。

3 落札対象

購入物品に要求する性能等が満たされていると判断した2の製作仕様書等に係る入札書のみを落札対象とする。

4 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違

反した入札は、無効とする。

5 入札書の記載方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年十月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社力ワタミ建設

二 代表者の氏名 川口 民夫

三 主たる営業所の所在地 おいらせ町深沢平四四五の三

四 許可番号 青森県知事許可(般 一八) 第一三九七八号

五 取消年月日 平成二十年九月二十五日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、建築、大工、とび・土工、鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十年九月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

上北地域県民局告示第五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号) 第四十二条第一項第五号の規定により、

次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年十月六日

上北地域県民局長 丸 井 幸 悦

十和田市東十六番町二五五の二、二七四の一及び二五五の二地先	五三・三〇メートル	六・〇〇メートル	平成 二〇・ 一〇・ 二七
位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青 森 県 号

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭